

大竹市上下水道料金審議会（第3回） 議事要旨

- 開催日時：令和4年6月29日（水） 13：30～16：00
- 場 所：大竹市上下水道局1階大会議室
- 出席委員：堤会長、田尾委員、池田委員、坂本委員、二階堂委員、占部委員
（欠席委員：伊藤副会長、佐多委員）
- 事務局：古賀（上下水道局長）、中司（工務課長）、三浦（業務課長）、玉川（業務課総務係長）、岸菜（業務課主査）

- 審議会開催に先立ち、会長よりあいさつを行った。
- 事務局より審議会資料に基づき報告事項の説明を行った。

1. 報告事項

前回審議会後、広島県から広島県西部地域水道用水供給水道（以下「県用水」という。）の料金単価を令和5年4月から引き下げを行う旨提案があったため、これについて事務局より説明を行った。（第3回審議会資料より）

【事務局説明】

P3：第2回目の審議会で説明したように、県用水については、基本料金と使用料金を合わせて約1億円の受水費を支払っている。これまで市では広島県に基本水量の引き下げについて要望してきたが、今回、広島県から受水団体の会議の場において、基本水量ではなく、基本料金及び使用料金のそれぞれの単価を令和5年4月から引き下げたい旨の提案があった。

基本料金は現行1 m³当たり 32.27 円が改定後は 28.55 円に、使用料金は現行 56.54 円が改定後は 50.02 円となる。引き下げ率は単価ベースで 11.5%の引き下げとなる。

図1-1は、大竹市の過去の平均的な使用水量に当てはめ、本市での受水費の影響額を算出したものである。改定前の受水費は1億186万3千円であったが、改定後は9,011万9千円となり、およそ1,174万円の受水費の引き下げになる。

図1-2は、県用水が1,000万円引き下げられた場合の今後の受水費の見通しを推計したものである。給水人口の減少により、改定前であって受水費は減少するものと推計している。減額改定された場合、そこからさらに1,000万円下がったところを推移することになり、令和5年度でも9千万円を下回る金額となる見込みである。

ただし、この県用水の引き下げは、条例で定める事項である。正式には令和5年1月に新たに設置される広島県の水道企業団の議会で決定される。

しかし、広島県が会議の場の方針として示されたものであるため、料金引き下げの確実性は高いと考えている。

また、この料金の引き下げについては、西部用水の受水団体である広島市、廿日市市、大竹市の3団体ともに適用される。

P4：県水の受水費が減額となる見込みであることから、今まで示していた収益的収支のシミュレーションにおいても支出の見通しが1千万円減額となる。これにより、今までは令和5年度か

ら純損失が発生する見込みであったが、後ろ倒しになり、令和7年度から純損失が発生する見込みとなった。

ただし、料金算定期間である令和5年度から令和9年度までのトータル収支では、県用水の料金の引き下げ後もマイナスであることには変わりはない。

図1-3にトータル収支が書かれているが、これまでの見通しでは、7,377万円の赤字であったものが、受水費の減額反映後の見通しでは、1,724万1千円の赤字となり、赤字額は縮小されている。

P5：第2回目の審議会において目標改定率8%でおおむね了解をいただいたが、受水費の削減を加味して必要な改定率を算出すると、令和5年度の上水道の改定率は、減額前の8%から減額後は5.5%に引き下げとなる。令和10年度の改定率についても、17.5%であったものが14.5%に引き下げられる予定である。

下水道については、県用水の受水費は関係ないので、目標改定率も8%のままで変更はない。

報告事項に対する質疑について、以下のとおり回答した。

— 質 疑 事 項 —

委 員	今回、広島県から県用水の料金の引き下げの提案があったが、今後も料金が引き下げられる可能性はあるのか？
事 務 局	県用水は3年毎に料金の見直しを行っていく方針である。また料金の引き下げがあるかどうかは不透明であるが、3年ごとに県用水の料金の見直しはされる。ただし、本市は5年ごとに見直しを行っていくので、次はタイミングが一緒になることはないと思う。
委 員	県用水の料金の引き下げの理由は何か？
事 務 局	県用水はこれまで健全経営を続けてきていたことから、留保資金が十分にある。その上で、有収水量1m ³ 当たりの収益を示す供給単価と有収水量1m ³ 当たりに係る費用を示す給水原価に乖離が生じているので、この乖離を解消するために料金を引き下げるとの説明を受けている。
委 員	今回の広島県からの提案は料金の引き下げについてのみだが、3年後の見直しでは料金だけでなく基本水量についても見直しが見られる予定なのか？
事 務 局	これまでも説明しているとおり、県用水と契約している基本水量と実使用水量を比較すると実使用水量は基本水量の半分程度であることから、基本水量についても見直しよう広島県に要望しているところである。これについては今後も引き続き要望していく予定であるが、3年後の見直しで実現するかについては現段階では不透明である。 広島県からは「契約している基本水量・基本料金については、これまでに行った施設投資の回収という意味合いも含まれている。そのため、基本水量と実使用水量に乖離が生じてしまうのは仕方のない部分もある。」との説明を受けている。
会 長	基本水量についてはすぐに変更することはできないとの説明であった。しかし、基本水量と実使用水量の乖離については解消を図るべき事項であり、市としても今後も要望を続けていく方針との説明があったため、今回の答申に当たっては附帯意見として「今後も継続して基本水量の引き下げに取り組む」などとしてはどうか。

2. 審議事項

(1) 受水費の削減に伴う料金改定の方向性について

①目標改定率の変更について

報告事項のとおり県用水の料金引き下げが実施された場合には、必要改定率がこれまで説明していた 8.0%から 5.5%に 2.5 ポイント引き下げることが可能となる。そのため、広島県から提案を受けた料金の引き下げを踏まえて、改めて今回の料金改定をどうするか審議する必要がある。これについて事務局より説明した。(第3回審議会資料より)

【事務局説明】

P6：県用水の料金引き下げの提案を受け、改めて今回の料金改定をどうするのか審議していく必要がある。取りうる対応は3つあると考えている。1つ目は「これまでどおりの改定案、8%改定とする場合」、2つ目は「受水費の減額を反映し、上水の改定率を 5.5%とする場合」、3つ目は、「改定自体を半年から1年延期する場合」の3つであり、この3つの案について、それぞれ表の中で、メリットデメリットを整理している。

1つ目の案「8%の改定案とする場合」のメリットは、改定率が大きくなるので剰余金が増え、将来の工事費に積み立てることができ、「将来への負担を軽減することができる」というのが大きなメリットである。また、万が一、県用水の料金の引き下げがなされなかった場合であっても、安定的な経営が可能になるという点もメリットである。デメリットとしては、県用水の料金の引き下げという利益を利用者が実感しづらく、また、料金の値上げ幅が大きくなり、利用者の負担が増えることである。

2つ目の案「5.5%の改定率とする場合」のメリットは、受水費の減額を利用者が実感し易く、一般用と業務用の料金の格差を縮小させることができることである。

今回は、料金改定の審議の途中で、県用水の引き下げの提案があるという非常に稀な状況になっている。値上げの話をしている途中で財源ができたような形となっており、この財源を最大限活用し、業務用の基本水量を家事用と同じ1月8^mまで下げることが可能となる。前回の審議会でも意見があったが、業務用の料金の引き下げにこの財源を活用していきたいと考えている。家事用と業務用の現行の基本料金は3倍以上の差がある。この機会に不公平感の解消につなげることができるのは、大きなメリットではないかと考えている。また、デメリットとしては、万が一、受水費の引き下げが実現しなかった場合は、剰余金により損失を補填する必要があるということである。

別紙の料金比較のグラフでは、実線が一般用、点線が業務用の料金を示している。赤の点線は業務用の現行の料金である。基本水量は1月20^mなので、20^mを超えると超過料金が発生して高くなっていく。紫の点線は、業務用の改定率8%とした料金である。赤の点線よりは基本料金が下がっているが、実線の一般用と比較すると、3倍以上の乖離がある。水色の点線と緑色の点線は、いずれも改定率5.5%の料金案である。水色点線は、A案として県用水の引き下げ財源の全額を業務用の引き下げに充てた料金案である。緑色の点線は、B案として7割を業務用、3割を一般用の引き下げ財源にした料金案である。いずれも基本水量は一般用と同じ8^mとし、基本料金も一般用にぐっと近づいている。

上水の料金において、業務用の基本水量を8^mまで下げた場合、下水道の使用料が問題となる。

基本水量は、上水・下水ともに同じ水量にしているのので、上水の基本水量を 8 m³にした場合は、下水の基本水量も 8 m³にする必要があるが、県用水の引き下げ財源は、上水にしかない。そこで、下水の業務用の超過料金を若干引き上げ、それを財源として下水の基本水量を 8 m³にしている。下水道使用料のグラフの水色の点線がその料金案であるが、上水の料金ほど一般用に近づいたという印象はないかもしれないが、基本水量は 8 m³になっており、上水の改定率を 5.5%にする場合は、下水はこの水色の点線の料金になると考えてもらいたい。

3 つ目の案「改定自体を延期する場合のメリットは、県用水の動向が明らかになった後に改定が可能という点である。県用水の減額改定は、県が方針として示したものであるのので、減額改定がされないということはまずないだろうと考えているが、改定時期を遅らすことにより、実態に即した改定が可能となる。デメリットとしては、今回の県用水の減額改定は上水に限った話であり、下水については令和 5 年度から純損失が発生するという状況に変わりはない。上水だけを延期するという選択もあるが、下水道と改定時期をずらすことにより、利用者の混乱を招く恐れがあり、また、改定を遅らすことによって改定率 5.5%の料金案のような用途の不公平感の解消に向けた取組みも実施が遅れるということになる。

P9：現行料金、改定率 8%の料金、改定率 5.5%の A 案の料金と B 案の料金の 4 つの料金を比較している。まずは一般用のモデルケースである。1 人世帯の 1 月の平均的な使用水量は東京都の調査を参考に 8 m³と設定している。1 人世帯の場合は、全て 720 円と同額になる。

2 人世帯の平均的な使用水量は、1 月 15 m³と設定をしている。現行の料金は 1,457 円で、改定率 8%では 154 円の値上げの 1,611 円である。改定率 5.5%の A 案は、県用水の引き下げ財源を一般用には充てていないので、8%改定案と同じ料金になる。B 案は、県用水の財源を充てて料金を引き下げているので A 案よりも低く、現行より 132 円高い 1,589 円となる。

4 人世帯についても、2 人世帯と同じような料金の動きをしている。いずれにしても、一般用の料金については、どの案でも、広島県内では最低の料金水準を維持している。

P10：業務用のモデルケースである。1 月 8 m³使用の場合、現行では 2,629 円となっているが、これは基本水量が月 20 m³までとなっているためであり、水をあまり使わない店舗等にとっては高い設定になっている。改定率 8%では基本水量を 16 m³に引き下げ、150 円弱の値下げをして 2,486 円としている。改定率 5.5%では、A 案・B 案ともに基本水量は一般用と同じ 8 m³まで引き下げている。A 案は県用水の引き下げ財源を全額業務用に充てるため、現行と比較して 1,500 円弱と大きく下がり、基本料金は 1,210 円となる。B 案は、一般用と業務用の両方を引き下げているため、基本料金は A 案よりは高めの 1,640 円で、現行と比較して 1,000 円弱の値下げになっている。1 月 20 m³使用のケースでは、改定率 8%では現行よりも 100 円弱の値上げ、A 案は現行よりも 100 円弱値下げ、B 案は現行とほぼ同額である。また、1 月 50 m³使用の場合では、現行よりもそれぞれ値上げになっているが、改定率 8%の料金が最も高く、次いで B 案、A 案の順となる。

P13：下水の業務用の比較である。月 8 m³使用の場合、現行では基本水量が 20 m³までということもあり、3,308 円になる。改定率 8%では基本水量を 16 m³まで引き下げて 3,124 円になり、現行と比較すると 184 円減額される。上水の改定率 5.5%とした場合は、基本水量を 8 m³まで引き下げて 2,744 円になり、現行と比較すると 564 円の値下げとなる。また、月 50 m³使用の場合では、現行は 10,667 円であり、改定率 8%では 150 円値下げの 10,516 円、上水の改定率 5.5%とした場合は、中間の超過料金の単価を引き上げた関係で、現行と比較しますと 400 円弱の値上げになり、11,060 円となる。

今後の料金改定の方向性について以下のとおり審議した。

— 審 議 内 容 —

事 務 局	副会長は本日欠席しているが、事前に資料を確認してもらった上で、次のとおり意見をいただいているので報告する。 <ul style="list-style-type: none">・ 県用水の引き下げについては速やかな反映が必要であるが、その正式決定とタイミングについては判断が難しいものとする。また、今回審議会資料のとおり、下水道事業の財政状況に鑑みるに延期するというのは難しいものとする。・ 今回審議会資料では 8%又は 5.5%での改定が前提になっていることが気になるが、答申(案)の附帯意見にて今後も経営努力を続けることを要望しているため、これを付けるのであれば構わないと思う。
委 員	副会長の意見にあるように、県用水の引き下げについては速やかな反映が必要だと思う。これまでも意見として挙がっていたように、業務用については個人経営の小規模なお店では使用水量が基本水量未満であることがほとんどである。このような小規模なお店では現在の基本水量(20m ³ /月)が負担となっているため、一般用と業務用の基本水量を 8m ³ /月に揃えた改定率 5.5%の料金案が提示されたのは意義のあることだと思う。また、コロナ禍の影響などから多くの飲食店等では経営の維持が困難になっていること、一般用では改定後も県内で最も安価な水準を維持することから、県用水の引き下げ分については全て業務用に反映してもいいのではないかと思う。
委 員	これまで業務用の水道料金についてはあまり気にしていなかったが、審議会に参加することで実状を知ることができた。今回このように広島県用の料金引き下げが提案されたのであれば、その減額分は速やかに反映すべきと考える。
委 員	私も皆さんと同じで今回の改定に反映すべきと考える。これまでの説明にあったように、将来的な料金体系の一本化に少しでも近づく形とするのが望ましいと思う。
委 員	基本的には皆さんと同じ意見であるが、県用水の料金引き下げについて現実性がやはり気になる。これについてももう少し説明してもらいたい。
事 務 局	今回の提案については広島県の方針として示されており、高い確率で料金の引き下げは実施されるものと考えている。また、これまで経営してきた中で一定の剰余金があるため、仮に料金の引き下げが実施されなかった場合でも、直ちに水道事業の経営が危うくなることはないと考えている。
会 長	仮に今回県用水の料金の引き下げがなされなかった場合に、来年に料金の引き下げが行われるということはあるのか？
事 務 局	今回の提案については広島県の水道事業の広域化の取組みの一環であると考えている。おおむねスケジュールどおりに進むとは思われるが、その可能性もゼロではないと思うが、はっきりしたことは言えない。
委 員	県用水を受水している広島市や廿日市市についても、料金が引き下げられる前提で検討がなされているのか。
事 務 局	広島市や廿日市市も同様に来年度以降受水費が減額となることを想定していると思われる。ただし、たまたま大竹市は料金改定を審議している時期にこうした話が出てきているが、広島市や廿日市市では具体的に水道料金の改定が検討されているわ

けではないため、事情が異なると考える。

会	長	前回までの審議会では、今後の経営が成り立たなくなるという見通しを前提に、目標改定率を 8.0%とする議論が進んでいたかと思う。今回の審議会では広島県からの提案により目標改定率を 5.5%とした場合でも健全な経営が可能となる旨の説明を受けた。これについては、受水費の減額分を早急に利用者に反映させるため、改定率を 5.5%に引き下げる必要があるという意見が多いと思われる。そのため、延期とする方針は除外して審議を進めることとする。 確認のため、県用水の料金の引き下げに伴い水道料金の改定率を 5.5%に引き下げることができるという根拠を改めて説明してもらいたい。	
事	務	局	県用水の受水費の引き下げにより毎年の受水費がおよそ 1,000 万円削減できる。この受水費の減額を収支計画に反映した場合、毎年の収入もこれまでの計画よりも 1,000 万円減額してもよい計算になる。こうした考え方によって今後の収支計画を試算したところ、料金の改定率を 8%から 5.5%に引き下げても令和 5 年度から令和 9 年度までの料金算定期間中に純損失は発生しない結果となっている。
会	長	改定率が 8%から 5.5%に変わることによって、現在予測している将来的な収支計画に影響はないのか確認したい。	
事	務	局	県用水の受水費の引き下げにより、毎年およそ 1,000 万円の支出の削減効果がある。一方、改定率を 5.5%に引き下げることによる収入の削減効果も毎年およそ 1,000 万円である。そのため、受水費の引き下げによる支出の減少と改定率を 5.5%にする収入の減少は、将来的にもおおむね均衡するので、今後の収支計画にも大きな影響はない。
会	長	留保資金に対する影響はどうか？	
事	務	局	支出が 1,000 万円減額する見通しとなったことによる料金改定率の抑制が目標改定率を 5.5%に引き下げることの基本的な考え方となる。支出の減額に合わせて収入も同額抑えた料金案となることから、収入と支出の見通しが均衡するため、内部留保資金の見通しに大きな変更はない。
会	長	県用水については料金の引き下げが実施される可能性が高いものと思われる。県用水の料金の引き下げを前提として、受水費の減額分を早急に利用者に反映させるため、これまで 8.0%としていた目標改定率を 5.5%に引き下げることが審議会の意見としてよいか？	
委	員	異議なし。	

以上のとおり、目標改定率を 5.5%とする方向性で委員の合意を得た。

②目標改定率 5.5%とした場合の料金体系案について

料金体系案について以下のとおり審議した。

— 審 議 内 容 —

会	長	今回の料金改定案では業務用の基本水量が 8 m ³ になっているなど、これまでの料金
---	---	---

		と大きく変わっているが、今後の収支計画には影響がないのか？
事	務 局	今回の料金改定案については、受水費の削減額と均衡するよう収入がおおむね1,000万円程度減少するように逆算して料金を設定している。そのため、A案・B案ともに今後の収支計画には影響は生じない。
会	長	A案・B案とで将来的な収支に違いが出てくるか？
事	務 局	A案・B案についてはいずれも将来的な収支のシミュレーションを行っているが、大きな違いはない。
会	長	資料P9について、東京都の調査をモデルに世帯別の料金比較を行っているが、大竹市についても世帯別の使用水量は同水準になっているのか？
事	務 局	大竹市ではメーターごとの使用水量は把握しているものの、そのメーターを使用している世帯の人数までは把握できていないのが実情である。そのため、今回の資料では東京都がホームページで公表している調査結果をもとにモデルケースを設定することで、世帯別の料金比較を作成している。
委	員	今の説明からすると、上下水道局では1人世帯の高齢者などの把握はできていないということか？
事	務 局	そのとおりである。大竹市では水道を利用する際の申し込み時に世帯状況の記入は求めていることから、世帯状況は把握できていない状況である。そのため、使用水量から推測するしかなく、現在の家事用でいうと1か月当たりの使用水量が8m ³ 以下の世帯が約3,300世帯あり、これが1人世帯であると推測される。
委	員	他の市町ではそもそも家事用や業務用といった区分が無いのか？
事	務 局	近隣の市町でいうと、廿日市市では用途区分が無く、広島市の場合でも用途区分は設けているものの使用水量の少ない場合にはほとんど料金差が無いものとなっており、用途区分は設けない料金体系が主流となりつつある。
会	長	大竹市の場合には用途別で料金格差が生じる料金体系となっている。そのため、用途別の料金格差を解消するという意味では受水費の減額分を全て業務用に充てるA案を選択するのも1つの方法である。審議会では受水費の減額分について用途別の料金体系にどのように配分するかを審議したい。
委	員	今後用途別の料金格差を縮める機会というのはあるのか？
事	務 局	大竹市では5年ごとの料金の見直しを予定している。将来的な用途別料金の一本化は市の方向性であるので、次回予定の令和10年度の見直し時にも用途別の料金格差の是正について取り組むことになる。
委	員	県用水の料金が引き下げられることを想定した場合、今回提示されたA案では一般利用者への受水費減額分の反映が無いことから、事情を詳しく知らない一般利用者からの理解が得られにくいのではと考える。また、多くの利用者は上下水道事業について実情をあまり知らないため、広報誌等での丁寧な説明が必要と考える。
会	長	これは大竹市に限った話ではなく、多くの自治体でみられる課題である。蛇口を捻れば豊富で低廉な水が手に入ることが染みついているためである。大竹市では具体的に何か広報活動をしているのか？
事	務 局	小学生の社会科見学として防鹿水源地では緩速ろ過の仕組みなどの説明を行っている。ただ、県用水の施設である三ツ石浄水場や広島県用水との関係については広報

が不足していたかもしれない。

会	長	これまでの議論を整理すると、答申の方針として水道事業では受水費の減額を受けて改定率 5.5%とする。また、下水道事業についてはこれまでの審議どおり改定率 8.0%とするが、水道事業に合わせて業務用の基本水量を 8m ³ /月としてよいか？
委 会	員	異議なし。
	長	異議がないため、ここからは水道事業の 5.5%改定に向けて提示された 2 案について審議を行う。
委	員	業務用と比較して一般用の利用者の件数が多いことから、A案のように受水費の減額分を全て業務用に反映した場合は一般用の利用者の理解が得られにくいことは理解した。ただし、他の市町のように用途別の料金格差を縮小していくという考えに基づく、減額分の配分を一般用に 3 割、業務用に 7 割とする B 案で適切なのかわかるとは判断が難しい。
会	長	ご指摘のとおり、減額分の配分は難しい問題である。今回の審議会の答申には、この配分についても記載することが望ましいと考えるため、考え方を整理しておく必要がある。
事 務 局	員	一般用の水道料金について、これまでの改定率 8.0%の案や受水費の減額分を全て業務用に配分した A 案では、現行の料金体系と比較して料金の増加率は 10.5%前後となっている。この増加率を 10%未満に調整したいという考えから B 案を作成しており、B 案では一般用に 3 割を配分することで増加率が約 9.0%に抑えられている。
委	員	用途別の料金体系の撤廃を目指していくのであれば、受水費の減額分を全て業務用へ割り振った A 案も 1 つの考え方だと思う。大竹市として利用者にきちんと説明をしていくということであれば、A 案を採用してもいいのではないかと。
会	長	第 1 回審議会にて、水道料金は改定後でも県内で最も安い水準を維持する方針であるとの説明があったが、A 案とした場合でもこの方針はクリアするかと考えているのか？
事 務 局	員	一般用で 10m ³ /月使用した場合には、県内で最も安価な水準を維持することになる。ただし、20m ³ /月使用した場合には広島市の方が安価な料金設定となっているが、広島市と比較して大竹市では超過料金が安価になっていることから、超過水量が増えれば再び大竹市の方が安価な料金となる料金体系となっている。このことから、A 案を採用した場合でも県内で最も安価な水準を維持していくという方向性は達成できると考えている。
委	員	今回の答申では 5 年後の改定について触れる必要はないのか？現在の経営見通しでは 5 年後に約 14.5%の改定が必要であると示されており、これは今回改定の 3 倍にあたることから、次回改定する際には利用者から理解を得られにくいのではと懸念する。
事 務 局	員	答申案では副会長の意見も踏まえて、「今後の料金改定率を引き下げるよう努力すること」との附帯意見を記載する考えであり、できるだけ大幅な改定率とならないよう努めたいと考えている。
委	員	答申案の附帯意見についてだが、用途区分の一本化についても記載があるが、5 年後の次回改定時に一本化することは決定なのか？もし、そのつもりであれば大幅な

改定となることが予想されるため、次回改定についても今回答申で触れておく必要があると思う。

事務局 将来的には一本化する方向であるが、次回の改定時で完全に用途区分を一本化するかどうかはまだ不透明である。次回の検討時には改めて経営見通しを検討し、料金算定期間内の収支を把握した上で改定率や料金体系を検討することになる。また、大幅な料金改定が必要となる場合には、激変緩和のため段階的な改定を行うことも必要であり、一本化はあくまでも将来的な方向であると考えている。

委員 一般用と業務用の使用者数を考えた場合、一般用の利用者数の方が多いため減額分をすべて業務用に配分するのではなく、一般用へも配分するB案の方が一般用の利用者から理解を得られやすいのではないかと。B案の場合でも、緩やかではあるが用途別の料金格差を是正する方向には向かうので。

委員 大竹市として将来的に用途別の一本化へ向かう方針であるのであれば、やはり具体的な目標年次を明示すべきではないか。5年ごとに検討を行いその時の情勢を反映する必要があるため明示が難しいとの説明であったが、もし目標達成が困難となった場合でもその理由をきちんと説明していけばいいのではないかと。

会長 今回の段階で次回改定について具体的な数値を用いて記載することは難しいと思われる。そのため、今回の答申では目標改定率を5.5%と設定した経緯や、受水費の減額分を一般用に3割、業務用に7割と振り分けた根拠を明示するという点でどうか？また、将来の改定についてはあくまで方向性について附帯意見として記すという点でどうか？

委員 異議なし。

委員 料金改定の時期について、答申書に記載する必要はないかと？

事務局 諮問書では具体的な料金改定の時期は記載されていないが、審議会に提出した料金改定のスケジュールの資料では、令和5年4月から料金改定を行う予定であることが示されている。

会長 料金改定の実施時期についても審議会として答申書に記載した方がよいと考える。令和5年4月から料金改定を行うことを答申に記載してはどうか？

委員 異議なし。

以上のとおり、令和5年度より目標改定率を5.5%とし、受水費の減額分を一般用に3割、業務用に7割配分する料金体系とすることで合意を得た。

(2) 答申について

改定率5.5%とする場合の答申案を基本として、今回の審議を踏まえて修正を加えることとする。

また、今回の審議でおおむね審議会の合意を得たことから、最終的な答申のまとめについては書面審議により行うこととする。

なお、答申書に加えるものとして確認した事項は次のとおり。

- ・料金改定の実施時期を令和5年4月からとすること
- ・改定率5.5%とする理由

- ・料金体系の方向性(受水費の減額分を一般用に3割、業務用7割とすること及びその理由)
- ・企業努力による今後の料金改定率の引き下げへの努力(「収入の増加を図る」という表現は、「料金を引き上げる」との誤解を招くので見直す)
- ・県用水の基本水量の引き下げに関する取り組みの継続
- ・上下水事業に関する広報の強化

(補足)

会長と事務局で答申案を調製し、書面審議により各委員に答申案を送付して意見を求めることとする。